

自衛隊イラク派兵差止訴訟名古屋高裁判決を高く評価し

自衛隊のイラクにおける活動の即時中止及び撤退を求める声明

2008年4月28日

青年法律家協会北海道支部

支部長 小坂 祥 司

日本労働弁護団北海道ブロック

代表 江本 秀 春

自由法曹団北海道支部

支部長 佐藤 哲 之

1. 2008年4月17日、名古屋高等裁判所は、3000人を越える市民が自衛隊のイラク派兵差止と損害賠償を国に求めた訴訟の控訴審判決において、航空自衛隊が行っている米兵等のイラクへの輸送について、輸送先のバグダッドはイラク特措法のいう「戦闘地域」であって、そこに米兵等を輸送する活動は、米軍と一体となって行う「武力行使」であるとし、政府の憲法解釈に拠ったとしても、イラク特措法及び憲法第9条1項に違反するとの画期的な判断を下した。

さらには、市民の平和に生きる権利（平和的生存権）について、「全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利」であり「単に憲法の基本的精神や理念を表明したに止まるものではない」として、具体的権利性を真正面から認めた。

これらの内容は、それまでの同種の判決から大きく踏み込んだ内容であり、高く評価されるべきものである。「憲法の番人」としての職責を果たされた青山邦夫裁判長をはじめとする合議体の裁判官の叡智と決断に深く敬意を表したい。

2. 思い起こせば、この地札幌では、1973年、基地が作られれば生活権が侵害されるとして住民が札幌地方裁判所に提起した長沼ナイキ基地訴訟（長沼訴訟）において、住民の平和のうちに生きる権利を認めて、自衛隊を違憲とする判決が出されている。しかし、同判決は控訴され、控訴審、最高裁において訴えの利益なしとして退けられた。この長沼判決から35年を経て、名古屋高等裁判所の判決が出されたわけであるが、同判決は、自衛隊のイラクでの活動を違憲と宣言した判決として確定し、高裁判例として拘束力を有することになる。

今後は、自衛隊の海外派遣について厳しい司法のチェックが行われることが期待されることはもとより、戦争の遂行及び準備行為に伴う様々な部面での国民の権利侵害についてチェックしていく拠り所となるものである。

名古屋高等裁判所の違憲判断は、その先鞭を切るものとして、わが国の憲政史と平和を求める国民の記憶に刻印されるであろう。われわれ道内の法律家三団体は、この判決を強く支持するものである。

3. ところが政府は、この判決に対し、結論は国の勝訴であり違憲・違法の指摘は傍論にすぎないとか、国が上告できないのはおかしい等と述べ、無視しようとしている。

しかし、自衛隊のイラク派遣は、その当初から、憲法が禁止する「武力行使」に荷担することになるとの疑義が出されていた。にもかかわらず、「どこが戦闘地域か非戦闘地域かなど、私にわかるわけがない」「自衛隊が活動するところが非戦闘地域だ」などという、一国の総理の発言として耳を疑う言葉に代表されるように、国民の疑問に答えず、愚弄する態度をとり続けてきたのである。そして、国は、名古屋訴訟はもとより全国各地で行われている同種訴訟において、事実の認否すらせず、一切反論をしてこなかった。今回の名古屋高裁判決が、「政府の情報不開示と政府答弁」という項目をわざわざ起こし、国の情報不開示、隠蔽体質を痛烈に批判したことは、民主政治の根幹、特に自衛隊に対するシビリアンコントロールに係わり極めて重要である。

名古屋高裁判決は、証拠提出された膨大な資料をもとに、イラク戦争の実態、自衛隊の活動について詳細な認定を行った。戦闘行為を行う米兵等を戦地に輸送することはいわゆる兵站活動であり、軍事行動をともに行っていると評価されるのが軍事的常識である。判決は、この当たり前のことを認定したにすぎない。

4. 判決は、政府が、これまで堅持すると国民に説明してきた専守防衛という枠組みを自ら破壊し、憲法のみならず自ら定めた法律にさえ違反した行為を行っていると指摘した。判決は、政府が憲法と法律をないがしろにする無法を行っていると断罪しているのである。

名古屋に先立ち、ここ札幌から全国最初の自衛隊イラク派兵差止訴訟が提起されたが、その原告が「専守防衛」を体現してきた元自民党代議士・防衛政務次官だった故箕輪登氏だったことが、今回の判決の論旨を見事に象徴している。

もし、政府が、この判決が間違いだというのなら、国会においても、現在なお係属中の札幌など他の同種訴訟においても、形式的な訴訟要件論で逃げようなどとせず、バグダッドが「戦闘地域」でなく、航空自衛隊による米兵等の輸送活動は兵站活動に当たらず、憲法9条1項の「武力行使」に当たらないことを、具体的な証拠をもとに堂々と反論、反証すべきである。

5. 憲法99条は、国政に携わるものには憲法擁護・遵守義務があると定める。政府と国会は、名古屋高裁判決を重く受け止め、すみやかに以下の措置をとるべきである。

- (1) 現在行っているイラクへの自衛隊派遣を直ちに中止し撤退すること
- (2) イラクで自衛隊が行なった活動をすべて国民に開示し、検証すること。
- (3) 医療支援、教育・技術支援、インフラ整備など、国際人道主義に基づく本来の人道復興支援に直ちにに取り組むこと。

我々は、今後とも、憲法の恒久平和主義を擁護し、その理念を実現していくために全力を尽くす決意である。

以上